

平成8年3月26日

～ 豊島区立図書館と相互協力～

## 大学図書館が利用できます

4月11日から実施される豊島区立図書館と区内4大学図書館との相互協力により、区立、都立、国立などの公立図書館に所蔵されていない専門的な資料などを、一般の区民が大学の図書館で利用出来るようになります。

大学図書館は、地域協力の視点から、一般区民に図書館を利用してもらい、区立図書館は、郷土資料、行政資料を大学図書館に提供し、それぞれの所蔵する資料の相互利用を促進し、利用者サービスの向上と、図書館活動の充実を図ろうというもので、23区では初めてのことです。

相互協力については、豊島区立図書館と、豊島区内の学習院大学図書館・大正大学附属図書館・東京音楽大学附属図書館・立教大学図書館との間で、平成6年5月以来協議を重ねており、基本的なことについての合意が得られ、昨年11月1日に「豊島区立図書館と豊島区内大学図書館との相互協力に関する覚書」の調印を行った。その後細部にわたる要綱をまとめこの度の実施となった。

この相互協力により大学図書館を利用できる方は、

- ①豊島区内在住者で満18歳以上であること
- ②豊島区立図書館図書館の利用登録者であること
- ③特定の研究テーマを持っていること

以上のすべての要件を満たしていること。ただし、大学生、大学院生、大学関係者及び、営利を目的とする方は利用できません。

利用にあたっては、資料所蔵調査を区立図書館に申込みます。調査の結果、大学図書館で資料を所蔵している場合は、豊島区立中央図書館に「大学図書館利用願」を提出し、大学図書館からの『利用許可証』の交付を受け、大学図書館で希望資料の閲覧などができます。

各大学によって利用できる日時、貸出しなどの内容が異なります。

詳細 中央図書館奉仕係